

第7号議案

滋賀県立高等学校在り方検討委員会への諮問について

滋賀県立高等学校再編基本計画および同実施計画の検証ならびにこれからの県立高等学校の在り方について、滋賀県立高等学校在り方検討委員会へ次のとおり諮問する。

令和2年5月19日

滋賀県教育委員会

-
- 1 滋賀県立高等学校再編基本計画および同実施計画の検証について
 - 2 これからの県立高等学校の在り方について
 - (1) 高度化、多様化する社会に対応した高等学校の在り方
 - (2) 生徒数の減少等に対応した高等学校の在り方
 - (3) 魅力と活力ある高等学校の在り方

滋 教 委 高 教 第 号
令和 2 年 (2020 年) 6 月 日

滋賀県立高等学校在り方検討委員会
委員長 様

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠克

これからの県立高等学校の在り方について (諮問)

滋賀県附属機関設置条例 (平成25年滋賀県条例53号) 第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 滋賀県立高等学校再編基本計画および同実施計画の検証について
- (2) これからの県立高等学校の在り方について
 - ①高度化、多様化する社会に対応した高等学校の在り方
 - ②生徒数の減少等に対応した高等学校の在り方
 - ③魅力と活力ある高等学校の在り方

2 諮問理由

本県では、昭和23年の現行の高等学校制度発足以来70年余り、高等学校教育に対する県民の期待に応えるため、県立高等学校の整備や教育内容の充実を図ってきました。

近年では、平成24年12月に再編計画を策定し、基本計画の計画期間を概ね10年として魅力と活力ある学校づくりを実施してきました。

しかしながら、人口減少、少子高齢化の進行やグローバル化、情報化、技術革新の進展など、さらに急速に社会情勢が変化し、本県においても、高等学校教育を一層推進し、概ね10年から15年先を見据えた新しい時代を切り拓く人づくりのため、県立高等学校の在り方の検討を行い、令和3年度末を目途に、(仮称)「これからの県立高等学校の在り方に関する基本方針」を策定したいと考えています。

これについて、貴委員会の意見を求めます。